

建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続きについて

令和4年4月

◆積算疑義申立て手続きとは

周南市が発注する建設工事に対し、入札に参加した者が積算内容に疑義申立てを行う場合の手続きを定め、競争入札に関する透明性及び公平性を確保することを目的として試行する制度です。

◆積算疑義申立て対象工事

積算疑義申立ての対象となる工事は、**設計金額 1,000 万円以上**の次の工事を対象とします。

- ・土木一式工事
- ・とび、土工、コンクリート工事
- ・舗装工事

◆積算疑義申立て手続きの流れ

①開札後、電子入札システムまたは入札情報公開システムにて「積算疑義申立て対象工事であるため、入札を保留する」旨を通知します。

また、あわせて**有効となった応札の最低金額**も通知、公表しますので、ご確認ください。

②工事積算内訳を入札情報公開システムにて公表します。

③積算疑義がある場合は、開札日から起算して3日目の午後4時までに**契約監理課へ「積算疑義申立書」を持参により**提出してください。郵送やFAXによる提出は不可とします。

④提出された「積算疑義申立書」を確認し、申立者へ回答します。

⑤積算疑義を確認した結果、設計図書に違算（誤り）が判明した場合は、原則として**入札を中止**します。契約監理課は入札中止の公告等により、中止とした旨を公表します。

◆積算疑義申立書の作成

疑義申立をする場合は、以下を作成し、提出してください。

- ・積算疑義申立書（市ホームページ上にある様式をダウンロードしてください）

初回開札日、工事名、疑義内容の必要事項を記載し、提出してください。

申立てを補足する参考資料等がありましたら、あわせてご提出ください。

（参考資料は必須ではありませんので、申立書のみ提出で結構です。）

※**上記を必ず封筒に入れて提出してください。（封筒がない場合は受付できません）**

（本手続きについてのお問合せ）

周南市 契約監理課 工事担当 TEL:0834-22-8425